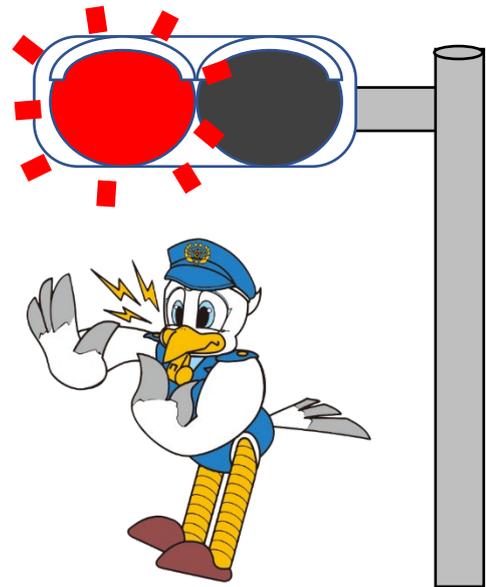




—交通安全ワンポイントアドバイス— 赤色点滅信号では一時停止！

加古川警察署管内には、**赤色点滅**信号の交差点があります。

必ず停止線で止まり、他に車や自転車等が通行していないか、左右の安全を確認してから進みましょう！



※道路交通法施行令 第2条第1項「赤色の灯火の点滅」

- 1 歩行者は、他の交通に注意して通行することができること。
- 2 車両等は、停止位置において一時停止しなければならないこと。